カーボン・オフセット都市ガス契約 (付帯契約)

令和7年2月1日実施

宮崎ガス株式会社

令和 7年 2月 1日 実施 令和 年 月 日 実施

1.	適 用	1
2.	付帯契約の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	1
5.	契約の締結	2
6.	使用量の算定	2
	料 金	
8.	カーボン・オフセット	3
9.	契約の変更又は解消	3
1 0	. その他	3
付	則	3
1.	実施の期日	3
(別	」 表)	4
1.	適用区分	4
2.	料金及び消費税相当額の算定方法	4
3.	料金表	4

1. 適 用

- (1) この付帯契約は、この付帯契約の適用条件を満たすお客さまが適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この付帯契約は、当社のガス小売供給約款(以下「小売約款」といいます。)及びお客さまが契約する選択約款とあわせて適用いたします。

2. 付帯契約の変更

- (1) 当社は、この付帯契約を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の契約によります。
- (2) 当社は、小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売 約款のみを変更する場合は、小売約款の規定によります。

3. 用語の定義

- (1)「付帯契約」とは、主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2)「主契約」とは、この付帯契約の対象となる契約で、4. に定める各供給約款に基づくいずれかの契約をいいます。
- (3)「カーボン・オフセット」とは、対象ガスに対するカーボンクレジットを無効化することをいいます。
- (4)「カーボンクレジット」とは、温室効果ガスの排出量を定量化し、排出権として取引 可能にしたものをいいます。
- (5)「J-クレジット」とは、国のJ-クレジット制度に従い発行・管理されているカーボンクレジットをいいます。
- (6)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税、及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7)「消費税率」とは消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加え た値をいいます。

4. 適用条件

この付帯契約は、主契約として以下に掲げる各供給約款に基づく契約を締結しており、お客さまがこの付帯契約の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① ガス小売供給約款
- ② 時間帯別 A 契約
- ③ 時間帯別 B 契約
- ④ 空調用 A 契約

- ⑤ 空調夏期契約
- ⑥ 小型空調契約
- ⑦ トータルエネルギーシステム契約
- ⑧ 業務用とく割プラン契約

- ⑨ 家庭用給湯·暖房契約
- ⑩ 家庭用温水暖房契約
- ① 家庭用コージェネレーションシステム契約
- ② 家庭用空調契約
- ③ ひむか割プラン契約

5. 契約の締結

- (1) この付帯契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまは、この付帯契約を承諾の上、所定の申込書を用いて、当社に使用を申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始日(以下「使用開始日」といいます。)から、使用開始日以降最初の定例検針日が属する年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。)の定例検針日までといたします。
 - ②4. に定める主契約に基づきガスをご使用されている場合は、この付帯契約成立日以降最初の定例検針日の翌日から、同日以降最初の定例検針日が属する年度の定例検針日までといたします。
 - ③契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日から、同日以降最初の定例検針日が属する年度の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。ただし、当社のJ-クレジットの調達状況によっては契約の変更をお願いする場合がございます。
- (4)当社は、この付帯契約を契約期間満了前に解約された方が同一需要場所でこの付帯契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約日が属する年度内である場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 既にこの付帯契約を適用されているお客さまが、主契約の変更申し込みをする場合、この付帯契約の契約期間は主契約の変更以前の期間を含めて(3)のとおりといたします。
- (6) 主契約を解約した場合は、当該解約日を以ってこの付帯契約の解約の期日といたします。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定し、あらかじめ契約した引取量条件を基にカーボン・オフセット対象ガス数量を算定いたします。

7. 料金

(1) 適用料金表及び算定方法は別表のとおりといたします。

- (2) この付帯契約の料金は、当該月の主契約のガス料金に加算いたします。
- (3) 当該月の検針において使用量が発生しない場合は、この付帯契約に定める加算はないものといたします。

8. カーボン・オフセット

- (1)無効化するカーボンクレジット数量は、カーボン・オフセット対象ガス数量に当社が 公表する CO2 排出係数を乗じて算定いたします。なお、当社が公表する CO2 排出係 数は当社ホームページにて公表いたします。
- (2) 各年度(3月定例検針日の翌日から翌年3月定例検針日までの1年間)における無効 化されたカーボンクレジットについて、当該無効化に係る証憑を当該年度の翌年度6 月末までに発行いたします。

9. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(1)によりこの契約が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

10. その他

その他の事項については、主契約の各供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

令和7年2月1日から実施します。

(別表)

1. 適用区分

- 料金表(1)森林由来メニューを選択、申し込みされた場合に適用いたします。
- 料金表(2)省エネ由来メニューを選択、申し込みされた場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) この付帯契約の料金は、(別表) の料金表に定める単位料金にカーボン・オフセット 対象ガス数量を乗じて算定いたします。(1円未満の端数切捨て)
- (2) 消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点第3位以下の端数切捨て) 消費税等相当額 =カーボン・オフセット都市ガス料金×消費税率/(1+消費税率)

3. 料金表

(1)森林由来

単位料金(消費税等相当額を含みます。)

1立方メートルにつき	25.30円

(2) 省エネ由来

単位料金(消費税等相当額を含みます。)

1立方メートルにつき	7.70円
_	